

令和 7 年

第 3 回 由 利 本 荘 市 議 会
定 例 会 （ 9 月 ） 提 出 議 案

令和 7 年 9 月 2 日

秋 田 県 由 利 本 荘 市

令和7年第3回由利本荘市議会定例会（9月）提出議案一覧表		ページ
報告第 10号	訴えの提起の専決処分報告	1
報告第 11号	令和7年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第1号）専決処分報告	3
報告第 12号	令和7年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告	4
報告第 13号	令和7年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第2号）専決処分報告	5
認定第 1号	令和6年度由利本荘市一般会計歳入歳出決算認定について	6
認定第 2号	令和6年度由利本荘市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	7
認定第 3号	令和6年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	8
認定第 4号	令和6年度由利本荘市診療所運営特別会計歳入歳出決算認定について	9
認定第 5号	令和6年度由利本荘市情報センター特別会計歳入歳出決算認定について	10
認定第 6号	令和6年度由利本荘市奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について	11
認定第 7号	令和6年度由利本荘市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について	12
認定第 8号	令和6年度由利本荘市スキー場運営特別会計歳入歳出決算認定について	13
認定第 9号	令和6年度由利本荘市小友財産区特別会計歳入歳出決算認定について	14
認定第 10号	令和6年度由利本荘市北内越財産区特別会計歳入歳出決算認定について	15
認定第 11号	令和6年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について	16
認定第 12号	令和6年度由利本荘市水道事業会計決算認定について	17
認定第 13号	令和6年度由利本荘市下水道事業会計決算認定について	18
認定第 14号	令和6年度由利本荘市ガス事業会計決算認定について	19
議案第 113号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	20

議案第 1 1 4 号	由利本荘市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	2 1
議案第 1 1 5 号	由利本荘市由利学生寮教育振興基金条例の制定について	3 2
議案第 1 1 6 号	由利本荘市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案	3 4
議案第 1 1 7 号	由利本荘市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案	3 7
議案第 1 1 8 号	由利本荘市どまらんど大内条例の一部を改正する条例案	3 8
議案第 1 1 9 号	由利本荘市テニスコート条例の一部を改正する条例案	4 0
議案第 1 2 0 号	由利本荘市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案	4 2
議案第 1 2 1 号	6 災 2 8 6 号 1 級市道袖山線道路災害復旧工事請負変更契約の締結について	4 3
議案第 1 2 2 号	由利本荘市立本荘東小学校 グラウンド整備工事請負変更契約の締結について	4 4
議案第 1 2 3 号	字の区域及び名称の変更について	4 5
議案第 1 2 4 号	由利本荘市道路線の廃止について	4 9
議案第 1 2 5 号	由利本荘市道路線の認定について	5 1
議案第 1 2 6 号	排水路氾濫事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて	5 3
議案第 1 2 7 号	排水路氾濫事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて	5 4
議案第 1 2 8 号	令和 7 年度由利本荘市一般会計補正予算（第 8 号）	別 冊
議案第 1 2 9 号	令和 7 年度由利本荘市一般会計補正予算（第 9 号）	別 冊
議案第 1 3 0 号	令和 7 年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	別 冊
議案第 1 3 1 号	令和 7 年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	別 冊
議案第 1 3 2 号	令和 7 年度由利本荘市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	別 冊
議案第 1 3 3 号	令和 7 年度由利本荘市水道事業会計補正予算（第 2 号）	別 冊

議案第 1 3 4 号	令和 7 年度由利本荘市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	別 冊
議案第 1 3 5 号	令和 7 年度由利本荘市ガス事業会計補正予算（第 2 号）	別 冊

報告第 10 号

訴えの提起の専決処分報告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、訴えの提起を専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴信

処分第 2 2 号

支払督促に対する督促異議申立てに係る訴えの提起について

1 事件名 令和 7 年（ワ）第 1 2 号 奨学金返還請求 請求事件

2 当事者 原告 由利本荘市
被告

3 請求の趣旨

（１） 被告は、原告に対し金 2, 0 8 5, 0 0 0 円を支払え。

（２） 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに仮執行宣言を求める。

4 理由

被告は奨学金返還金を滞納しており、返還期限を過ぎても完納しなかったことからその徴収を図るため、支払督促を申立てしたところ、被告が督促異議の申立てをしたため、民事訴訟法（平成 8 年法律第 1 0 9 号）第 3 9 5 条の規定により、通常訴訟に移行したことから、債権回収の機会を失しないよう速やかに手続きを進めるため専決処分するものである。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、専決処分する。

令和 7 年 8 月 1 日

由利本荘市長 湊 貴 信

報告第 11 号

令和 7 年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第 1 号）専決処分報告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第 1 号）を専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

報告第 12 号

令和 7 年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算（専決第 1 号）専決処分報告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算（専決第 1 号）を専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

報告第 13 号

令和 7 年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第 2 号）専決処分報告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第 2 号）を専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

認定第 1 号

令和 6 年度由利本荘市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、別冊令和 6 年度由利本荘市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

認定第 2 号

令和 6 年度由利本荘市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、別冊令和 6 年度由利本荘市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

認定第 3 号

令和 6 年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、別冊令和 6 年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

認定第 4 号

令和 6 年度由利本荘市診療所運営特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、別冊令和 6 年度由利本荘市診療所運営特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

認定第 5 号

令和 6 年度由利本荘市情報センター特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、別冊令和 6 年度由利本荘市情報センター特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

認定第 6 号

令和 6 年度由利本荘市奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、別冊令和 6 年度由利本荘市奨学資金特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

認定第 7 号

令和 6 年度由利本荘市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、別冊令和 6 年度由利本荘市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

認定第 8 号

令和 6 年度由利本荘市スキー場運営特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、別冊令和 6 年度由利本荘市スキー場運営特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

認定第 9 号

令和 6 年度由利本荘市小友財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、別冊令和 6 年度由利本荘市小友財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

認定第 10 号

令和 6 年度由利本荘市北内越財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、別冊令和 6 年度由利本荘市北内越財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

認定第 1 1 号

令和 6 年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、別冊令和 6 年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

認定第 12 号

令和 6 年度由利本荘市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、別冊令和 6 年度由利本荘市水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

認定第 13 号

令和 6 年度由利本荘市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、別冊令和 6 年度由利本荘市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

認定第 14 号

令和 6 年度由利本荘市ガス事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、別冊令和 6 年度由利本荘市ガス事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

議案第 1 1 3 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

住 所

氏 名 菅 原 耕 悦

年 月 日生

令和 7 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

人権擁護委員の候補者の推薦にあたり、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものである。

議案第 1 1 4 号

由利本荘市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

別紙のとおり由利本荘市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

児童福祉法第 3 4 条の 1 6 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定しようとするものである。

由利本荘市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

目次

第1章 総則（第1条—第20条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第21条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第22条—第25条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章 雑則（第28条—第30条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（最低基準の目的）

第3条 最低基準は、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第4条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者にお

いては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

(2) その提供する乳児等通園支援の内容

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

(4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに乳児等通園支援の提供を行わない日

(5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

（乳児等通園支援事業の区分）

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって、次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- （1） 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- （2） 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- （3） ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。
- ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
- イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項

の階		各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段。(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上りを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設け

られていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下回ることはできない。

3 乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年秋田県条例第56号）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例（令和6年秋田県条例第55号）
- (3) 幼保連携型認定こども園 秋田県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年秋田県条例第57号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 由利本荘市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年由利本荘市条例第36号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雑則

（電磁的記録）

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（暴力団の排除）

第29条 市及び乳児等通園支援事業者は、由利本荘市暴力団排除条例（平成23年由利本荘市条例第53号。以下この条において「暴力団排除条例」という。）第3条に規定する基本理念にのっとり、乳児等通園支援事業から暴力団を排除するため必要な措置を講ずるものとする。

2 乳児等通園支援事業者及び乳児等通園支援事業に従事する職員は、暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員等であってはならない。

（委任）

第 30 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 1 5 号

由利本荘市由利学生寮教育振興基金条例の制定について

別紙のとおり由利本荘市由利学生寮教育振興基金条例を制定するものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市において就労または起業する者の奨学金償還の支援等を通じて教育の充実に資する基金を設置するため、本条例を制定しようとするものである。

由利本荘市由利学生寮教育振興基金条例（案）

（設置）

第1条 由利本荘市において就労又は起業する者の奨学金償還を支援すること等を通じ、教育の充実に資するため、由利本荘市由利学生寮教育振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、寄附金又は当該年度の一般会計予算で定めるものとする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条の目的を達成するための必要な経費に充てるものとする。ただし、各会計年度において生じた余剰金については、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 市長は、基金の設置目的を達成するために必要があるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 1 6 号

由利本荘市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

由利本荘市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年由利本荘市条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

機関	事務
1 市長	由利本荘市福祉医療費支給要綱（平成 1 7 年由利本荘市告示第 3 号）による福祉医療費の支給に関する事務
	由利本荘市保育の利用に関する規則（平成 2 7 年由利本荘市規則第 2 4 号）による保育料の助成に関する事務
2 教育委員会	由利本荘市就学援助費交付要綱による就学援助の実施に関する事務

別表第 2（第 4 条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	由利本荘市福祉医療費支給要綱による福祉医療費の支給に関する事務	医療保険各法（健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）、船員保険法（昭和 1 4 年法律第 7 3 号）、私立学校教職員共済法（昭和 2 8 年法律第 2 4 5 号）、国家公務員共済組合法（昭和 3 3 年法律第 1 2 8 号）、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）又は地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以

		下「医療保険給付関係情報」という。)
		地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）
		住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）
		生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）
		児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）
	由利本荘市保育の利用に関する規則による保育料の助成に関する事務	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所支援に関する情報
		地方税関係情報
		住民票関係情報
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報
		生活保護関係情報
		児童扶養手当関係情報
		中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報
2 教育委員会	由利本荘市就学援助費交付要綱による就学援助の実施に関	住民票関係情報
		生活保護関係情報

	する事務	地方税関係情報
		国民年金法（昭和 3 4 年法律第 1 4 1 号）、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法（昭和 2 9 年法律第 1 1 5 号）、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）
		医療保険給付関係情報
		児童扶養手当関係情報

別表第 3（第 5 条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	由利本荘市就学援助費交付要綱による就学援助の実施に関する事務	市長	住民票関係情報
			生活保護関係情報
			地方税関係情報
			年金給付関係情報
			医療保険給付関係情報
			児童扶養手当関係情報

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 1 1 7 号

由利本荘市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

由利本荘市子ども・子育て会議条例（平成 2 5 年由利本荘市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「健康福祉部こども未来課」を「子ども・子育て支援に関する施策を所管する課」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

こども家庭センターの設置にあたり、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 118 号

由利本荘市どまらんど大内条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市どまらんど大内条例の一部を改正する条例

由利本荘市どまらんど大内条例（平成 17 年由利本荘市条例第 106 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条を第 16 条とし、第 13 条の次に次の見出し及び 2 条を加える。

（指定管理者による管理の代行等）

第 14 条 市長は、どまらんどの管理運営上必要があると認めるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者にどまらんどの管理を行わせることができる。

2 前項の規定によりどまらんどの管理を指定管理者に行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- （1） 施設の維持及び管理（市長が定めるものを除く。）
- （2） 使用承認に関すること
- （3） 前 2 号に付随する業務
- （4） 前各号に掲げる業務のほか、市長が特に指示した業務

3 指定管理者は、前項に定めるもののほか、休館日、使用時間その他規則で定める管理の基準に従ってどまらんどの管理を行わなければならない。

第 15 条 前条第 1 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第 3 条から第 5 条まで、第 7 条、第 8 条、第 10 条及び第 11 条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えて適用する。

2 前条第 1 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあって、指定管理者が利用料金を自己の収入とする場合は、第 9 条から第 11 条までの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えて適用する。

3 前項の利用料金は、別表に規定する金額を上限とし、指定管理者が市長の承認を得た額とする。

別表中「(第 9 条関係)」を「(第 9 条、第 15 条関係)」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

指定管理者制度の導入を可能とするため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 119 号

由利本荘市テニスコート条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市テニスコート条例の一部を改正する条例

由利本荘市テニスコート条例（平成 17 年由利本荘市条例第 228 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条を第 16 条とし、第 13 条の次に次の見出し及び 2 条を加える。

（指定管理者による管理の代行等）

第 14 条 市長は、テニスコートの管理運営上必要があると認めるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者にテニスコートの管理を行わせることができる。

2 前項の規定によりテニスコートの管理を指定管理者に行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- （1） 施設の維持及び管理（市長が定めるものを除く。）
- （2） 使用承認に関すること
- （3） 前 2 号に付随する業務
- （4） 前各号に掲げる業務のほか、市長が特に指示した業務

3 指定管理者は、前項に定めるもののほか、休館日、使用時間その他規則で定める管理の基準に従ってテニスコートの管理を行わなければならない。

第 15 条 前条第 1 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第 3 条から第 5 条まで、第 7 条、第 8 条、第 10 条及び第 11 条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えて適用する。

2 前条第 1 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあって、指定管理者が利用料金を自己の収入とする場合は、第 9 条から第 11 条までの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えて適用する。

3 前項の利用料金は、別表に規定する金額を上限とし、指定管理者が市長の承認を得た額とする。

別表中「（第 9 条関係）」を「（第 9 条、第 15 条関係）」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

指定管理者制度の導入を可能とするため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 120 号

由利本荘市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

由利本荘市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 17 年由利本荘市条例第 245 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 項を次のように改める。

- 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため 1 日の勤務時間の全部又は一部（2 時間を超えない範囲内又は 1 年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 121 号

6 災 2 8 6 号 1 級市道袖山線道路災害復旧工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約を変更し、締結するものとする。

- 1 契約の目的 6 災 2 8 6 号 1 級市道袖山線道路災害復旧工事
- 2 契約金額 1 8 5, 9 6 8, 2 0 0 円
(変更前 1 6 0, 6 0 0, 0 0 0 円)
- 3 契約の相手方 山科建設・三浦土木 特定建設工事共同企業体
代表者 由利本荘市矢島町七日町字曲り渕 1 5 8 - 1
山科建設株式会社
代表取締役 山科 優

令和 7 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

6 災 2 8 6 号 1 級市道袖山線道路災害復旧工事請負変更契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 1 2 2 号

由利本荘市立本荘東小学校 グラウンド整備工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約を変更し、締結するものとする。

- 1 契約の目的 由利本荘市立本荘東小学校 グラウンド整備工事
- 2 契約金額 2 6 8 , 1 0 6 , 3 0 0 円
(変更前 2 5 4 , 1 0 0 , 0 0 0 円)
- 3 契約の相手方 香楽園・菊地・エコシビル特定建設工事共同企業体
代表者 由利本荘市二番堰 8 5 - 1
株式会社香楽園
代表取締役 鈴木 信勝

令和 7 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市立本荘東小学校 グラウンド整備工事の変更契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 1 2 3 号

字の区域及び名称の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、由利本荘市の区域内の字の区域及び名称を別紙のとおり変更する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

県営ほ場整備事業（農地集積加速化基盤整備事業・農地中間管理機構関連ほ場整備事業）松ヶ崎地区及び小板戸地区の施行に伴い字の区域及び名称を変更する必要性が生じたため、地方自治法第 2 6 0 条第 1 項の規定に基づき議会の議決を得ようとするものである。

字 界 変 更 調 書

変 更 前 の 字 の 区 域	変 更 後 の 字 の 区 域
由利本荘市松ヶ崎字田中 １１２の一部、１１３、１１４、１３７の一部、１３９の一部、１４０の一部、１４１、１４９	由利本荘市松ヶ崎字上堀切
由利本荘市松ヶ崎字田中 １０６、１０７の１、１０７の２、１０８から１１１、１１２の一部、１３４、１３６、１３７の一部、１３８、１３９の一部、１４０の一部	由利本荘市松ヶ崎字下堀切
由利本荘市松ヶ崎字上堀切 ７５の１の一部、７６の１、７７の１、７８、７９の１、８０の１、及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の一部	由利本荘市松ヶ崎字田中
由利本荘市松ヶ崎字下堀切 ４５、４６の一部、４７から５０、５１の１の一部、５９の１、６０から６４までの各一部、１６７の一部、１６８の一部、１７９の一部、１８４の一部、１８５の一部、及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	由利本荘市松ヶ崎字上堀切
由利本荘市松ヶ崎字築館下川原 ３の１の一部、４の一部、及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部	由利本荘市松ヶ崎字高野
由利本荘市松ヶ崎字築館下川原 ５６の３の一部、５７の一部、５８の１の一部、５９、６０の１の一部、６１の１、６１の３、６２の１、６３、及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路のである公有地の全部	由利本荘市岩城六呂田字山崎
由利本荘市松ヶ崎字上高野 １０１から１０４、１０６から１１４、１１６から１３０、１３９、１４６から１５４、１６１から１６７、及びこれらの区域に介在する道路、水路である公有地の全部	由利本荘市松ヶ崎字高野
由利本荘市松ヶ崎字下高野 １１３から１１５、１２３から１３４、１４３から１４８、１５３から１５９、及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部	由利本荘市松ヶ崎字高野

変 更 前 の 字 の 区 域	変 更 後 の 字 の 区 域
由利本荘市岩城六呂田字山崎 36の一部、37の一部	由利本荘市松ヶ崎字築館下川原
由利本荘市岩城亀田最上町字下鍛冶町 2の1	由利本荘市岩城六呂田字山崎

字 界 変 更 調 書

変 更 前 の 字 の 区 域	変 更 後 の 字 の 区 域
由利本荘市矢島町川辺字押付平 ８３、８４、８５の１、８５の５に隣接する水路である 公有地の全部並びに由利本荘市矢島町川辺字上ノ平２３ ４、２９６、２９７、２９８に隣接する水路である公有 地の全部	由利本荘市矢島町川辺字上ノ平
由利本荘市矢島町川辺字小板戸 ６２、６６、６７、６８、７４の１、７４の２、７４の ３、１１５の１、１１５の２に隣接する道路、水路であ る公有地の全部並びに由利本荘市矢島町川辺字小板戸下 ３５４、３５５、４５３、４５５、４５７、４５９、４ ８０、４８１に隣接する道路、水路である公有地の全部	由利本荘市矢島町川辺字小板戸下

議案第124号

由利本荘市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の路線を廃止する。

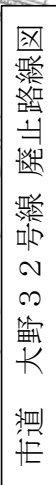
路線番号	路線名	起点	終点	延長（m）	幅員（m）
11652	大野32号線	由利本荘市出戸上野70番10地先	由利本荘市出戸上野70番2地先	63.1	小 6.0 大 9.7

令和7年9月2日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

開発行為による市道路線の見直しに伴い、廃止するものである。



11652 その他市道 大野32号線
路線延長 L=63.1m
起点：由利本荘市市戸上野70番10地先
終点：由利本荘市市戸上野70番2地先

議案第 125 号

由利本荘市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、次の路線を認定する。

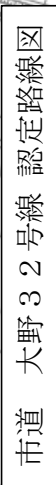
路線番号	路線名	起 点	終 点	延長（m）
11652	大野 32 号線	由利本荘市出戸上野 70 番 10 地先	由利本荘市出戸上野 17 番 3 地先	288.6

令和 7 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

開発行為による市道路線の見直しに伴い、認定するものである。



11652 その他市道 大野32号線
路線延長 L=288.6m
起点：由利本荘市出戸上野70番10地先
終点：由利本荘市出戸上野17番3地先

議案第 1 2 6 号

排水路氾濫事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和 6 年 1 2 月 3 日、由利本荘市西目町沼田地内において、市が管理する排水路が氾濫しブローアを故障させた事故について、次のとおり和解する。

1 相手方

由利本荘市西目町沼田字新道下 2 番地 6 5 9

由利工業株式会社

代表取締役 須田 哲生

2 和解の内容

由利本荘市は、相手方に対し損害賠償金 1, 4 7 9, 1 9 5 円を支払うものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

排水路氾濫事故に係る和解及び損害賠償の額を定めるにあたり、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 127 号

排水路氾濫事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和 6 年 12 月 3 日、由利本荘市西目町沼田地内において、市が管理する排水路が氾濫しブローアを故障させた事故について、次のとおり和解する。

1 相手方

東京都中央区日本橋二丁目 5 番 1 号

TDK 株式会社

代表取締役 社長執行役員 CEO 齋藤 昇

2 和解の内容

由利本荘市は、相手方に対し損害賠償金 1,076,460 円を支払うものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

排水路氾濫事故に係る和解及び損害賠償の額を定めるにあたり、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を得ようとするものである。